

保護者の皆様

北広島町立本地小学校

校長 玉井 貴枝

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策変更点について

緑風の候 保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

この度、国において新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に位置づけられることに伴って「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」も改訂されました。

地域や学校で感染が広がっている場合を除き、5月8日以降、感染症対策を次の通りとします。

《主な変更点》

(1) 健康観察カードの廃止

3年間毎日の記録をありがとうございました。学校での健康観察は続けますが、ご家庭からの健康観察カードの提出の必要はありません。(プールや宿泊学習時などには別途、提示します)

(2) 同居家族の感染に関して

同居家族の体調不良等や、感染が確認された(従前の「濃厚接触者」となった)場合でも、本人に発熱等の症状がない場合、出席可能です。

※休んだ場合は、欠席となります。本人の感染が確認されていない場合は、出席停止の対象にはなりません。

(3) 出席停止の扱いについて

本人の感染が確認された場合は、「発症から5日間が経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止です。なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を奨励します。

※感染不安により登校を見合わせたい場合は、学校に相談してください。

(4) 新型コロナウイルス感染のお知らせの廃止

第5類へ移行したことに伴い、今まで防災安心メールや町のホームページでお知らせしておりました感染判明情報について、今後は行いません。ご協力ありがとうございました。

《従来通りの事柄》

(1) お子様に発熱等の症状がある場合

登校前に発熱等の症状がある場合は、自宅で休養させてください。状況により医療機関に連絡・相談してください。

登校後に発熱等の状況が続く場合は、早退措置とさせていただきますのでご協力をお願いします。

※PCR等の検査等が必要とされた場合には、結果が判明するまで登校を控えると共に、必ず学校へお知らせください。

(2) 学校での感染対策

引き続き、3密を避け、換気、手洗いの励行などを行いながら、学校教育活動を進めていきます。

(3) マスクの着用について

学校生活に当たって、マスクの着用を求めないことを基本としますが、給食配膳時や校外学習時、咳エチケットの指導等、マスク着用を推奨する場合があります。「置きマスク(2~3枚)」を準備し、持たせてください。

※何か不明なことあれば、学校へお問い合わせください。